（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務）

第三十条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）の依頼に応じて、重点産業技術共同研究開発機関の前条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制の強化並びに重点産業技術共同研究開発機関が当該体制を活用して事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究及び開発に関し必要な助言を行うことができる。

（国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供）

第三十一条　国立研究開発法人科学技術振興機構は、重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）の依頼に応じて、重点産業技術共同研究開発機関の第二十九条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制の強化並びに重点産業技術共同研究開発機関が当該体制を活用して事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究及び開発に必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

（国が委託した研究及び開発の成果に係る特許権等の取扱いの特例）

第三十二条　国が委託した重点産業技術に関する研究及び開発の成果についての第十九条の規定の適用については、同条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）中「当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして」とあるのは、「当該特許権等が重点産業技術に関するものであることからその活用を促進するために特に必要がある旨を示して」とする。

第三章　雑則

（報告の徴収）

第三十三条　主務大臣は、認定事業者等に対し、認定重点研究開発計画の実施状況について報告を求めることができる。

２　主務大臣は、重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）に対し、その認定に係る人材、設備その他の体制について報告を求めることができる。

（主務大臣等）

第三十四条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　指針（第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分を除く。）、重点研究開発計画並びに第二十七条第一項の基準及び確認に関する事項　経済産業大臣

二　指針（産業技術研究法人に係る第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び重点産業技術共同研究開発機関（産業技術研究法人であるものに限る。）に関する事項　経済産業大臣及び当該産業技術研究法人に係る政令で定める大臣

三　指針（大学又は大学共同利用機関に係る第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関であるものに限る。）に関する事項　経済産業大臣及び文部科学大臣

２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（経過措置）

第三十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則第二条第一項中「（平成十五年法律第百十二号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、技術の進歩及び経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第三条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第八号中「助言」の下に「並びに同法第二十四条及び第三十条の規定による助言」を加える。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第四条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第十七条第一項」を「第十九条第一項（同法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣　赤澤　亮正

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第四十二号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

（郵便法の一部改正）

第一条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「もの」を「料金の水準を上回らないものであつて、会社の経営の状況に照らして適切なもの」に改める。

第六十七条第一項中「第三項」を「第五項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項第一号中「もの」を「料金の水準を上回らないものであつて、会社の経営の状況に照らして適切なもの」に改め、同項第二号中「第四項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項第三号中「第四項第二号」を「第六項第二号」に、「次号」を「以下この条及び第七十一条」に、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める」を「次項の規定により認可を受けた上限の」に改め、同条中第七項を第九項とし、第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

３　会社は、定形郵便物の料金の上限の額を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

４　総務大臣は、前項の認可の申請に係る定形郵便物の料金の上限の額が郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。